

## 平成29年度 教育委員会 第7回定例会 議案

1 日 時 平成29年7月5日(水) 午後2時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第8号議案 平成30年度静岡県立高等学校学科改善

…1

(3) 報告事項

(4) 閉 会



第8号議案

平成30年度静岡県立高等学校学科改善

平成30年度静岡県立高等学校学科改善について、別紙のとおり決定する。

平成29年7月5日提出

静岡県教育委員会教育長

## 御殿場高等学校の学科改善

(高校教育課)

### 1 概要(経緯・必要性)

#### <これまでの経緯>

- ・現在の御殿場高校の設置学科は、平成4年度の学科改善を経て、情報ビジネス科(商業)、情報デザイン科(家庭)に加えて、情報システム科(工業)が新設された。
- ・当時は、高度情報化社会を背景に、地元地域にハイテク企業の進出が予想されたため、情報処理技術に関する学習をベースに各学科の学習内容を構築し、新しいタイプの職業高校を目指してきた。

#### <改善の必要性>

- ・前回の学科改善から20年以上が経過し、現状の教育内容と学科名に乖離が生じている。
- ・加えて、地域の産業構造の変化、生徒の興味・関心、進路希望等の変化にもより柔軟に対応する必要があり、専門学科3科を併置する特色を生かしつつ、各学科の教育内容を改善し、名称を変更する。

### 2 改善の方向性(学科改善案)

改善前	改善後
御殿場高校 (全日制)	
情報システム科(工業) (2cl)	創造工学科(仮称) (2cl)
情報ビジネス科(商業) (2cl)	創造ビジネス科(仮称) (2cl)
情報デザイン科(家庭) (1cl)	生活創造デザイン科(仮称) (1cl)

- ・地域における新産業の創出が求められる中、地域との協働・連携による人材の創出が必要であり、「創造性」をキーワードに、地域の振興に貢献できる教育内容を構築する。
- ・その際には、専門学科(工・商・家)を併置する特色を生かし、連携による充実、魅力化を図るとともに、静岡県産業教育審議会答申(「新しい実学」の奨励)を踏まえた改善を図る。

### 3 改善の内容等

別紙資料参照

(別紙)

平成30年度静岡県立高等学校学科改善

1 学科改善の概要

学校名	改善前	改善後
御殿場 (全日制)	情報システム科(工業)	創造工学科(工業)
	情報ビジネス科(商業)	創造ビジネス科(商業)
	情報デザイン科(家庭)	生活創造デザイン科(家庭)

＜別紙資料1＞

**国等の動向**

…学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) H28.12.21

◇**職業に関する各教科**  
 ・産業構造の変化に伴う専門的知識・技術の変化と高度化への対応  
 ・地域や産業界との連携の下、実践的学習活動の充実

◇**アクティブ・ラーニング**  
 ・「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点  
 ◇**カリキュラム・マネジメント**  
 ・教科横断的視点  
 ・教育内容の質の向上 PDCA  
 ・人的、物的資源の活用

…高大接続システム改革「最終報告(案)」 H28.3.25  
 ◇**学力の3要素の変質**  
 主体的に学習に取り組む態度  
 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

…2030年に向けた教育の在り方に関する第2回日本・OECD政策対話(報告) H27.7.22

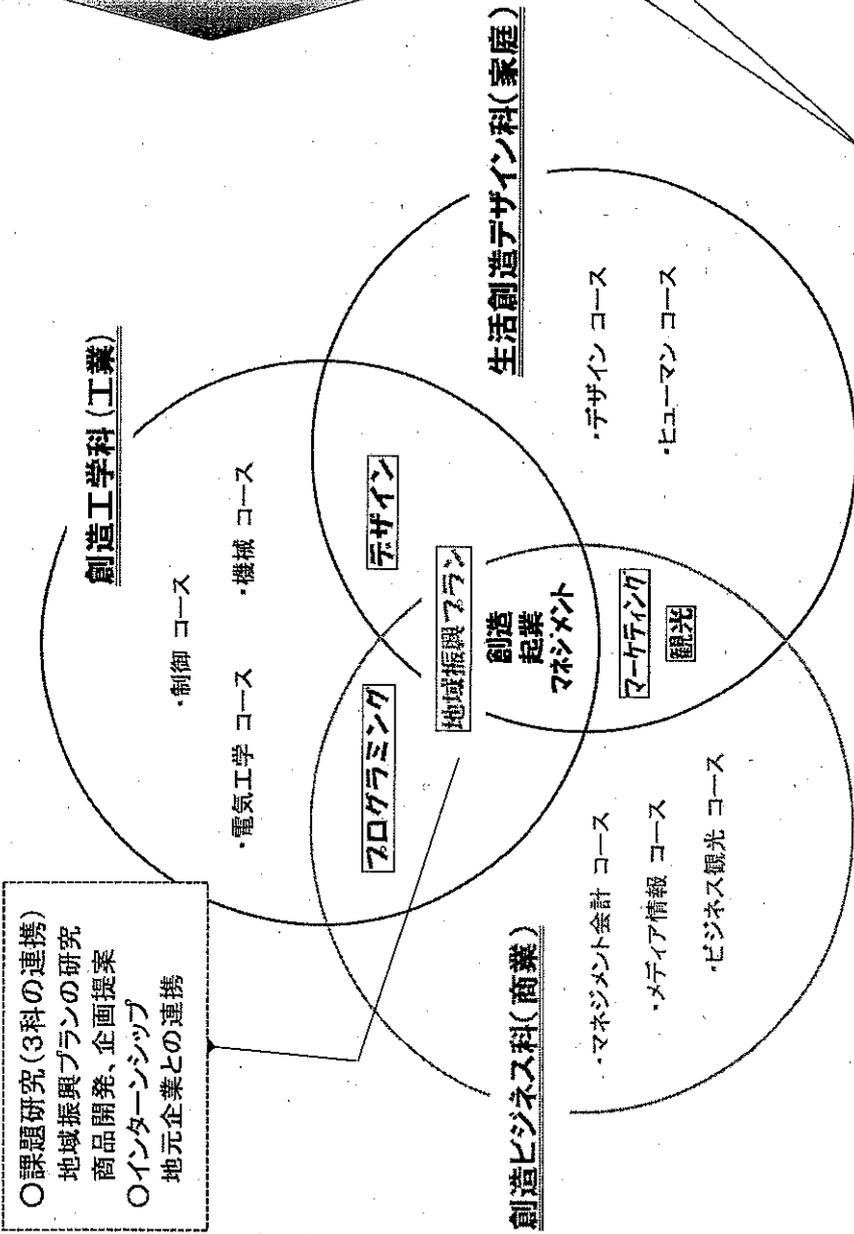
知識・スキル・人間性を一体的に捉えたコンピテンシー主体的・協働的な課題探求型教育、AIの重要性

…**社会人基礎力(経産省)**  
 3つの能力:前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力

**21世紀の地域と共にある専門高校ブランドデザイン**

～ 人と地域の未来を創造する御殿場高校 ～

\* 科名、コース名は仮称



○課題研究(3科の連携)  
 地域振興プランの研究  
 商品開発、企画提案  
 ○インターンシップ  
 地元企業との連携

教育目標: 校訓の理念の下、主体的な生活を築き、誠実で機やかな心身を成長させ、多様な価値観をもつ人々と協働して新しいことに取組んでいく、地域の未来を担う人材を育成する

**地域の動向** … 第四次御殿場市総合計画  
 「緑さらさら、人いきいき、交流都市 御殿場」  
 ◎新たな産業の振興 ◎観光戦略  
 (第2東名の延伸・新スマートICの開設・新工業団地・滞在型ホテル)の新設)

**県の動向**

…専門高校等における新しい実学の奨励の在り方(答申) H27.8.21

○専門的な職業人の育成。  
 (多様化への柔軟な対応)  
 ○産業界の担い手育成。  
 (新産業創出、高度化対応)  
 ○専門高校等の理解促進。  
 (学科改善)

◇**工業科**  
 ※イノベーション能力育成

◇**商業科**  
 ※商業4分野の確実な学習

◇**家庭科**  
 ※最新の社会ニーズに対応

…人材育成と雇用等に関する県内企業意識(報告) H26.12  
 ・実学を重視した教育を奨励  
 ・採用時重視＝熱意意欲、コミュニケーション能力、協調性、誠実さ、明るさ、素直さ等

**協同する学校づくり**

- 1) 地域連携
- 2) キャリア・プランニング (進路学習) における PTA や同窓会との連携
- 3) アクティブ・ラーニングの実践(タブレットを活用した主体的・対話的で深い学び)

<別紙資料2>

教育内容における改善のポイント

(高校教育課)

1 全学科共通の改善方向

<ねらい>

- ・ 学科間の連携、地域との協働により、「創造的な能力と実践的な態度」を育成する。

<改善のポイント>

教育内容等	改善の方向性
科目「課題研究」の充実 (課題解決、探究型学習)	工業、商業、家庭の3学科による連携の強化 地域振興プランの作成(商品開発、企画提案等)
インターンシップ	地域産業の理解、地域企業と連携した人材育成

2 各学科の改善方向

(1) 工業科(情報システム科 → 創造工学科(仮称))

<ねらい>

- ・ 地域の幅広い「ものづくり産業」を支える人材育成への要望に応える。

<改善のポイント>

- ・ 従前よりも、機械、電気、制御に関して包括的に学べる工業科に改善。

教育内容等	改善の方向性
学校共通科目の見直し (基礎知識、技能の拡充) ※学科の必修科目は除く	改善前:【必修科目】情報技術基礎 改善後:【必修科目】情報技術基礎、 <u>生産システム技術</u> <u>製図</u>
専門科目の充実	機械工作、電子情報技術(ものづくり、IT対応の充実)

(2) 商業科(情報ビジネス科 → 創造ビジネス科(仮称))

<ねらい>

- ・ 産業の活性化や新ビジネスの創造など、地域振興に貢献できる人材育成への要望に応える。

<改善のポイント>

- ・ 単に、簿記や情報処理などの技術的な学習に偏ることなく、地域に密着した実践的な教育内容が学べる商業科に改善。

教育内容等	改善の方向性
学校共通科目の見直し (基礎知識、技能の拡充)	改善前:【必修科目】簿記、情報処理 改善後:【必修科目】簿記、情報処理、 <u>マーケティング</u>
学校設定科目の充実	金融経済とIT、観光(社会の変化、地域振興への対応)

(3) 家庭科(情報デザイン科 → 生活創造デザイン科(仮称))

<ねらい>

- ・ 生活関連産業の多様化、保育や食育への関心の高まりに対応し、生活を創造する能力や実践的な態度を身に付けた人材育成への要望に応える。

<改善のポイント>

- ・ 従前よりも、被服、食物、保育の生活全般に関し、実践的に学べる家庭科に改善。

教育内容等	改善の方向性
専門科目の充実	保育関連科目の充実(保育実習、保育検定の実施)
学校設定科目の充実	暮らしのデザイン、ライフクリエイト(生活環境の改善、生活雑貨の創作等、新たな生活スタイルへの対応)



## 第7回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定	1
2	チア・アップコンテンツ（教員向け）	3
配付 報告	公務災害及び通勤災害	4
	平成30年度教員採用選考試験志願状況	5
	平成28年度 体罰に係る実態把握の結果	9
	日中青年代表交流事業	11
	<非>静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況	非



(件名) 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定

(教育政策課 人権教育推進室)

1 概要

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）第12条に基づき平成26年度に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことやいじめ防止の状況等の変化に対応するため、必要な改定を行う。

なお、平成28年12月公布・施行された「静岡県子どもいじめ防止条例」第11条第1項において、県にいじめ基本方針の策定が義務づけられた。

2 国の基本方針改定の概要

(1) いじめの定義

けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）

(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付けることを規定

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

(4) 学校の教育活動全体を通じた心の育成

道徳教育の充実について明記

(5) いじめに対する措置

いじめの「解消」の定義を詳細に規定

(6) 法の理解増進等

保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ることを明記

国立及び私立の学校への支援として、教育委員会との連携について明記

(7) いじめが生まれる背景と指導上の注意

学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記

3 改定のながれ

県庁関係課で構成する検討会で改定案を作成し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために設置している「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の意見を聴取する。

その後パブリックコメントを実施。平成30年2月頃公表予定。

時 期	内 容
7月～10月	検討会で改定案検討・作成
11月	静岡県いじめ問題対策連絡協議会
12月	パブリックコメント
2月	公表

]この間適宜、定例会等で協議

# ■ 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定関係法体系

## いじめ防止対策推進法

## いじめの防止等のための基本的な方針

- 平成25年6月21日成立
- 平成25年6月28日公布、9月28日施行

### (いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

国の方針を参酌

- 平成25年10月11日策定

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項  
いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 平成29年3月14日改定

### [主な改定内容]

#### いじめの定義

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策  
学校におけるいじめの防止等に関する措置  
学校の教育活動全体を通じて心の育成  
いじめに対する措置  
法の理解増進等  
いじめが生まれる背景と指導上の注意

県の策定は努力義務

## 静岡県子どもいじめ防止条例

## 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針

- 平成28年12月27日成立、公布・施行

### (いじめ防止基本方針)

第十一条 県は、法第十二条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

- 2 県は、いじめに関する状況の変化を把握し、前項の基本的な方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかどうかを検証し、必要があると認めるときは、前項の規定に関する基本的な方針を変更するものとする。

- 平成26年3月 策定

いじめの防止等のための基本的な考え方  
いじめの防止等のための対策

- 平成30年2月 改定公表(予定)

県の策定を義務づけ

県

(件名)

## チア・アップコンテンツ (教員向け)

(義務教育課)

## 1 目的

チア・アップコンテンツ (教員向け) は、各校教員が校内研修等において全国学力・学習状況調査の問題や本県の現状と課題について情報を共有し、早期に学校改善、授業改善に生かすための校内研修支援資料である。

本県が行っている早期対応の一環として、8月末の文部科学省からの調査結果を待たずに、県総合教育センターWeb ページに掲載する。

動画コンテンツは、本県が掲げる ICT 教育の充実に資するものであり、紙媒体以上に発信可能な情報量があり、視覚的なインパクトにより短時間で効果的な情報共有、情報活用が期待できる。

## 2 内容

チア・アップコンテンツ (音声付プレゼンテーション資料)

## ○総合分析 (学校質問紙・児童生徒質問紙)

- ・本県における経年的な課題
- ・質問紙調査の分析と学校改善に向けてのメッセージ

## ○教科分析 (国語、算数・数学)

- ・本県の児童生徒の経年的な課題
- ・調査問題の分析と授業改善に向けてのメッセージ

※総合、各教科それぞれ昨年度に比べて視聴時間の縮小、内容の精選等を行うことで、より伝えたいことが焦点化された内容になるよう改善。

## 3 広報

県総合教育センターWeb ページにチア・アップコンテンツの内容、活用方法等を記した仕様書を掲載し、各校での活用を促す。各種研修会、地域支援課の学校訪問等において、チア・アップコンテンツを今後も継続して広報していく。

また、チア・アップコンテンツ (教員向け) のCM動画を作成し、本コンテンツ掲載前に県総合教育センターWeb ページで視聴できるようにした。

さらにこのCM動画を市町教育委員会訪問等で紹介し、本コンテンツの活用を促していく。



(件名) 公務災害及び通勤災害

(福利課)

1 公務災害の発生状況(平成29年5月31日現在) (単位:件数)

年度	発生件数(進達件数)	備考
24年度	117 (117)	
25年度	131 (132)	公務外認定1件
26年度	120 (124)	審査中4件
27年度	148 (149)	審査中1件
28年度	142 (157)	審査中15件

※ 政令市を除く

(1) 平成28年度公務災害発生原因別件数 (単位:件数)

区分	件数	区分	件数
体育授業中	12	部活動指導中	18
体育以外の授業中	10	生徒の暴行	2
校内体育大会中	3	校外活動指導中	4
授業準備中等	9	校内移動中	24
授業以外の職務従事中	35	出張中	3
学校行事従事中	3	その他	5
環境整備等校内作業中	14	合計	142

(2) 公務災害発生校種別件数 (単位:件数)

年度	校種					合計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援	事務局	
24年度	36	22	33	26	0	117
25年度	47	31	27	26	0	131
26年度	43	14	38	22	3	120
27年度	42	28	38	36	4	148
28年度	42	29	49	21	1	142

2 通勤災害の発生状況(平成29年5月31日現在) (単位:件数)

年度	校種					合計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援	事務局	
24年度	1		4	1		6
25年度			5	3		8
26年度	2	1	4	2		9
27年度	3		4	3		10
28年度	1		4	2		7



平成30年度教員採用選考試験志願状況

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

1 志願状況

高等学校教員				特別支援学校教員				小・中学校教員				
教科	30年度	29年度	増減	校種教科	30年度	29年度	増減	校種教科	30年度	29年度	増減	
国語	84	94	-10	小学部	146	155	-9	小学校	729	740	-11	
地歴	140	130	10	中学部	国語	13	14	-1	国語	58	72	-14
公民	39	41	-2		社会	48	47	1	社会	117	119	-2
数学	128	127	1		数学	10	10	0	数学	97	94	3
理科	147	167	-20		理科	6	7	-1	理科	76	88	-12
保体	213	209	4		音楽	21	20	1	音楽	51	73	-22
家庭	20	28	-8		美術	11	15	-4	美術	18	16	2
農業	16	20	-4		保体	141	150	-9	保体	148	141	7
工業	47	42	5		技術	1	2	-1	技術	8	7	1
商業	49	53	-4		家庭	3	4	-1	家庭	10	4	6
水産	6	1			英語	21	22	-1	英語	89	96	-7
英語	65	90	-25	中計	275	291	-16	中計	672	710	-38	
芸術	61	25	36	小中合計	421	446	-25	小中合計	1401	1450	-49	
情報	*	*		理療	*	*						
福祉	7	12	-5					養護合計	158	157	1	
高合計	1022	1039	-17	特支合計	421	446	-25	小中養合計	1559	1607	-48	

※ \*印は募集なし

※ 農業実習、工業実習、水産実習を除く

(1) 高等学校教員

高等学校では、前年度より17人(約1.6%)減となった。音楽、書道の試験を実施することとし、それぞれの志願者数は16人と25人で、芸術全体としては36人の増加となったが、それ以外に志願者数が大きく増加した教科はない。一方、志願者数が大きく減少したのは、英語(25人)と理科(20人)である。なお、採用予定数は合計140人程度(前年度同様)である。

(2) 特別支援学校教員

志願者が全体で前年度より25人の減となった。小学部は9人減の146人、中学部は16人減の275人であった。中学部では、数学が前年度と同数の10人、社会が一人増の48人、音楽が1人増の21人となったが、その他の教科は前年度より減少した。中学部受験者の51%(前年度52%)を保健体育科の受験者が占めている。採用予定者は、130人程度(昨年度同様)で、第1次選考免除者は1人である。

(3) 小中学校教員及び養護教員

前年度より小学校が11人の減、中学校が38人の減である。中学校では、保健体育が7人、家庭が6人の増となったが、国語が14人、音楽が22人の減となった。国語は前年度に引き続き大幅に減少している。採用予定数は、小学校245人程度(前年度比15人程度増)、中学校が145人程度(前年度比5人程度増)、養護教員は23人程度(前年度比5人程度増)である。第1次選考試験免除者は2人(養護教員2人)である。

## 2 特色ある選考等に関する志願状況

特色ある選考	高等学校			特別支援学校			小・中学校			養護教員			全体(高・特・小・中・養)		
	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減	H30	H29	増減
教職経験者を対象とした選考 ア1	7			9			32			2			50	0	
教職経験者を対象とした選考 ア2 イ	66	87	-14	118	126	1	136	160	8	27	26	3	347	399	-2*
教職経験者を対象とした選考 ウエ	18	23	-5	52	29	23	53	64	-11	8	8	0	131	124	7
国際貢献活動経験者を対象とした選考	2	3	-1	2	0	2	5	3	2	0	0	0	9	6	3
身体に障害のある者を対象とした選考	3	4	-1	4	2	2	2	0	2	0	0	0	9	6	3
大学院修士課程1年生の特例	24	30	-6	3	0	3	32	29	3	0	0	0	59	59	0
大学院修士課程進学予定者の特例	43	25	18	2	3	-1	25	29	-4	0	0	0	70	57	13
ポルトガル語・スペイン語が堪能な者を対象とした選考		0	0	0	0	0	5	2	3	0	0	0	5	2	3
	163	172	-9	190	160	30	290	287	3	37	34	3	680	653	27

\* 平成30年度から、教職経験者を対象とした選考アをア1とア2に分けた。増減はH30のア1・ア2・イからH29のア・イを引いた値。

### (1) 高等学校教員

特色ある選考のうち、特別選考には、「教職経験者を対象とした選考ア1」7人、「教職経験者を対象とした選考ア2・イ」66人、「教職経験者を対象とした選考ウ・エ」18人、「身体に障害のある者を対象とした選考」3人、「博士号を取得した者を対象とした選考」7人、「民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした選考」3人、「医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考」1人、「国際貢献活動経験者を対象とした選考」2人の計107人が志願した。

また、特色ある募集には、「大学院修士課程1年生の特例」24人、「大学院修士課程進学予定者の特例」43人の合計67人（前年比+12人）が志願した。

### (2) 特別支援学校教員

「教職経験者を対象とした選考ア1」は9人、「教職経験者を対象とした選考イ」は118人（前年比-8人）、「教職経験者を対象とした選考ウ・エ」は52人（前年比+23人）であった。学部別の「教職経験を対象とした選考」での志願者は、小学部が32.9%、中学部が47.6%であった。「身体障害者特別選考」は4人（前年比+2人）であり、3人が聴覚障害を有する志願者、1人が視覚障害を有する志願者であった。「国際貢献活動経験者を対象とした選考」は2人（前年比+2人）が志願した。

また、「大学院修士課程1年生の特例」は3人（前年比+3人）、「大学院修士課程進学予定者の特例」は、2人（前年比-1人）であった。

### (3) 小中学校教員及び養護教員

小中学校教員においては、「教職経験を対象とした選考」全体で3人の減となった。そのうち本年度から導入した「教職経験を対象とした選考ア1」は32人であった。「国際貢献活動の経験者を対象とした選考」は、前年度から2人増の5人、「身体に障害のある者を対象とした選考」は2人であった。また、9年目となったポルトガル・スペイン語が堪能な者を対象とした選考を5人（小3人、中2人）が希望している。「大学院修士課程の特例」については、「修士課程1年生の特例」が3人増、「修士課程進学予定者の特例」は4人の減となり、計57人がこの特例を希望している。

養護教員については、「教職経験を対象とした選考」は3人の増となった。他の特別選考について、該当者はいなかった。

### 3 加点申請の状況

教員種別	記号	加点条件	人数	申請者計	割合 (申請者数/志願者数)
小学校教員	a	特別支援学校教諭免許	44	137	18.8%
	b	中学校英語免許、英語に関する資格等	48		
	c	英語に関する資格等	3		
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格	0		
	n	司書教諭の資格	36		
	a+b		3		
	a+b+n		1		
	a+c		1		
中学校教員 小・中共通教員	d	特別支援学校教諭免許	6	68	10.1%
	e	中学校複数教科免許	28		
	f	英語に関する資格等	16		
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格	1		
	n	司書教諭の資格	14		
	d+e		1		
	d+f		1		
	e+n		1		
高等学校教員	g	英語に関する資格	8	209	20.5%
	h	複数教科又は特別支援学校教諭免許	174		
	n	司書教諭の資格	19		
	h+n		8		
特別支援学校 教員	i	複数障害種特別支援学校教諭免許	4	58	13.8%
	j	小、中及び特支教諭普通免許	31		
	k	中学校複数教科免許	4		
	n	司書教諭の資格資格	13		
	i+j		5		
	j+k+n		1		
養護教員	i	特別支援学校教諭免許	1	1	0.6%
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格	0		
合計				473	15.8%

#### (1) 高等学校教員

g「英語に関する資格」8人、h「他教科科目及び特支教諭の免許」174人、n「司書教諭資格」19人、h+n 8人で、合計209人の申請があった。これは、志願者全体の20.5%に当たる。gの申請対象者は外国語（英語）の志願者であるが、hの申請者で目立ったのは、歴史50人、数学24人、商業19人、書道14人、国語12人であり、申請された他教科免許で多かったのは、「公民」「情報」「国語」「書道」である。また、nの申請者で多いのは「国語」の志願者である。

#### (2) 特別支援学校教員

加点の申請者は58人、志願者全体の13.8%であった。加点条件の内訳は、j「小学校、中学校及び特別支援学校教諭普通免許」が最も多く、全体の約53.4%を占めた。複数の加点申請をしたのは6人(10.3%)であり、最大で3つの加点条件を満たす申請者が1人いた。加点対象者を新卒、既卒別でみると、新卒26人(44.8%)、既卒32人(55.2%)であり、既卒の方が多かった。学部別では、小学部41人(70.7%)、中学部17人(29.3%)であり、小学部の志願者が7割を占めた。

#### (3) 小中学校教員及び養護教員

小学校教員において、加点対象者が志願者全体の約19%を占めた。本年度、c「英語に関する資格等」を新たに設けた結果、申請者数は57人(昨年度50人)に増加した。新卒、既卒別では、新卒47.4%、既卒52.6%であった。

中学校教員における、e「複数教科の中学校普通免許」30人の受験教科以外の免許状の内訳は、国語7人、社会7人、数学7人、英語5人、音楽2人、理科1人、技術1人、家庭1人(うち1人は、2教科所持)である。新卒、既卒別では、新卒43.3%、既卒56.7%であった。

養護教員は、特別支援学校教諭免許所持者の1人(既卒)であった。

〈参考 加点申請の条件〉

教員種別	記号	加点申請の条件
小学校教員	a	特別支援学校教諭普通免許状取得(取得見込み)
	b	中学校教諭普通免許状(英語)取得(取得見込み)又は、英語に関する資格等の所有
	c	英語に関する資格等の所有
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等の所有
	n	司書教諭の資格取得
中学校教員 小・中学校共通教員	d	特別支援学校教諭普通免許状取得(取得見込み)
	e	複数教科の中学校教諭普通免許状取得(取得見込み) ※外国語については、英語のみとする。
	f	英語に関する資格等の所有 ※英語受験者を対象とする。
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等の所有
	n	司書教諭の資格取得
高等学校教員	g	英語に関する資格等の所有 ※英語受験者を対象とする。
	h	複数教科の高等学校教諭普通免許状取得(取得見込み)又は、特別支援学校教諭普通免許状取得(取得見込み)
	n	司書教諭の資格取得
特別支援学校 教員	i	複数の障害種の特別支援学校教諭普通免許状取得(取得見込み)
	j	「特別支援学校教諭普通免許状」、「小学校教諭普通免許状」及び「中学校教諭普通免許状」の3つの免許状の取得(取得見込み)
	k	複数教科の中学校教諭普通免許状取得(取得見込み) ※外国語については、英語のみとする。
	n	司書教諭の資格取得
養護教員	l	特別支援学校教諭普通免許状取得(取得見込み)
	m	ポルトガル語又は、スペイン語に関する資格等の所有

平成 28 年度 体罰に係る実態把握の結果

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

◇ 調査方法 (政令市を除く県内の公立学校を対象)

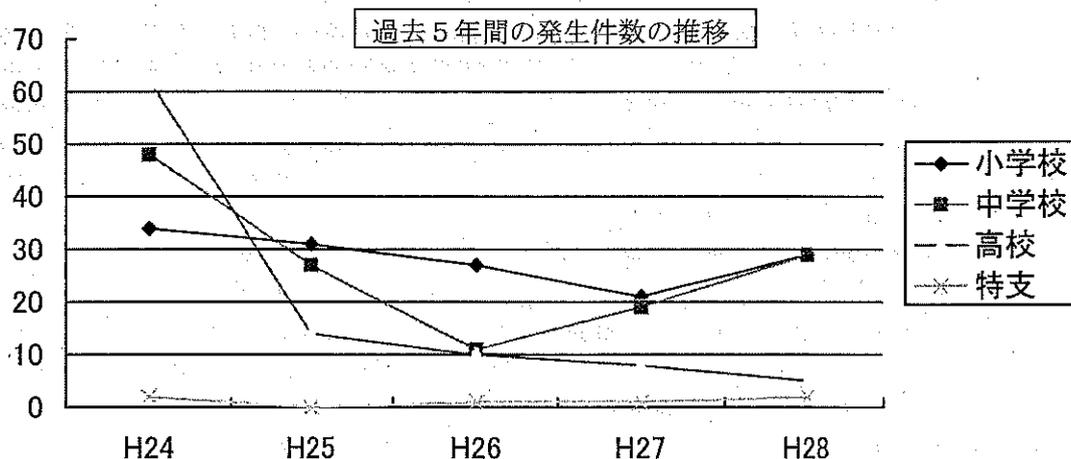
調査 期間 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

対象 児童生徒や保護者へのアンケート等で把握した体罰事案

1 調査結果

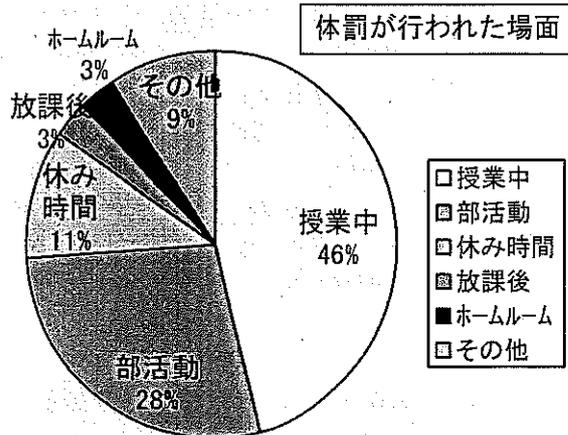
(1) 校種別の体罰の状況

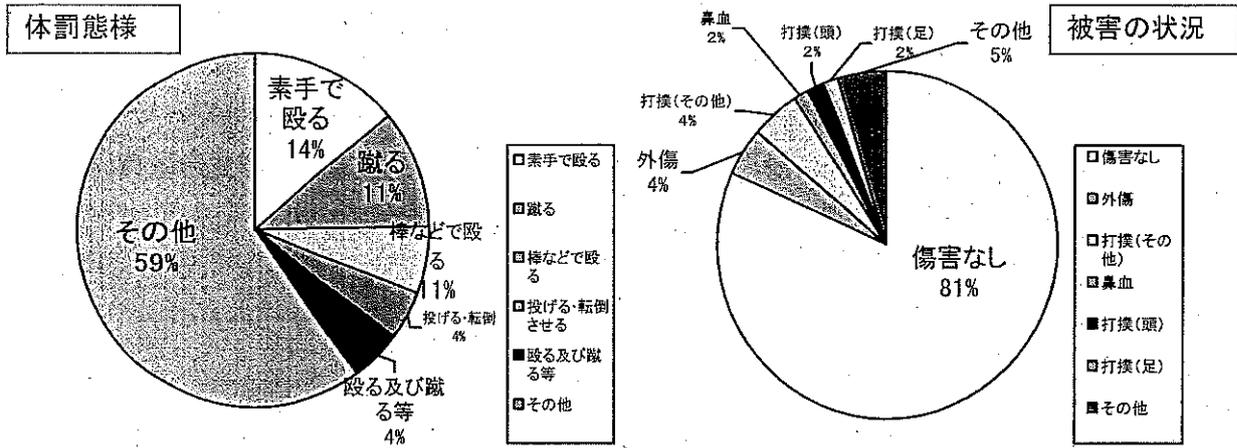
区 分	発生学校数			事案件数			措置対応					
							懲戒			訓告等		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
小学校	20	21	20	27	21	29	0	0	0	27	21	29
中学校	9	18	14	11	19	29	0	0	0	11	19	29
高等学校	9	8	5	10	8	5	0	1	0	10	7	5
特別支援学校	1	1	2	1	1	2	0	0	0	1	1	2
計	39	48	46	49	49	65	0	1	0	49	48	65



(2) 体罰の内訳 \* ( ) は平成 27 年度

体罰が行われた場面	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
授業中	21(13)	7(8)	1(1)	1(1)
休み時間	5(5)	2(4)	0(0)	0(0)
部活動	0(0)	16(3)	2(4)	0(0)
放課後	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)
学校行事	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
ホームルーム	0(1)	1(0)	1(0)	0(0)
その他	3(2)	1(4)	1(3)	1(0)
計	29(21)	29(19)	5(8)	2(1)





※体罰の様態及び被害の状況は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を合わせた件数を基に集計

(3) 考察

- ・体罰発生件数は、平成 24 年度 (146 件) から平成 27 年度 (49 件) まで、減少傾向にあったが、平成 28 年度は 65 件と増加した。4 校種中、3 校種で増加が見られた。
- ・体罰が行われた場面として、小学校では「授業中」が最も多く約 6 割を占めている。児童が、何度注意しても指導に従わなかったり、授業に集中していなかったりした時に、厳しくしつけようとして体罰につながるケースが多く見られた。研修会等を通して、具体的な体罰事例を示しながら、体罰根絶に向けての教職員一人一人の意識を高めるとともに、体罰に頼らずに、多様な指導技術を身につけることで、魅力ある授業づくりができるよう、研修を積み重ねていくことも大切である。
- ・中学校や高等学校では、部活動中の体罰の割合が多い。体育主任や部活動指導者を対象とした研修会や中学校・高等学校体育連盟主催の研修会等でも、部活動中の体罰根絶に向けての研修を続けて実施してきた。平成 24 年度当時と比べれば、部活指導中の体罰は減少しているが、中学校ではこの 2 年間、増加傾向にある。もう一度研修内容を見直し、勝利至上主義ではなく、生徒の人権を大切にしたい指導を心がけるよう、教職員の意識を高めていく必要がある。
- ・体罰の態様では、殴る、蹴るが上位となり、全体の 1/4 を占めている。一方、「胸ぐらをつかむ」、「言葉による暴力」、「首根っこを掴んで引きずる」など、その他に分類させる体罰が 6 割近くを占め、態様の多様化が伺える結果となった。(H25: その他 36%)
- ・被害の状況は、全体の約 20%が「打撲」や「鼻血」など、子どもの体に傷を負わせている。また、たとえ「傷害なし」であっても、子どもの心に大きな傷を負わせてしまった可能性もある。いずれにしても、指導する際は、感情的になるのではなく、子ども自らが納得し、改善しようという気持ちになるような指導となるよう、繰り返し指導していく必要がある。

2 体罰の根絶に向けた取組

(1) 教育委員・教育長等による学校訪問

- ・学校における取組状況や今後の方策等についての確認

(2) 冊子等の配布による情報提供と校内研修の推進

- ・「平成 28 年度静岡県人権教育の手引き」の全教職員への配布 (H28 年度)
- ・「信頼にこたえる (研修用事例集)」(H24. 6 月配布) (H28. 6 追加事例作成・送付)

(3) 研修会を活用した教職員への意識啓発

- ・初任者研修、臨時講師を対象とした研修や経験別研修等、各研修場面における注意喚起や問題提起による教職員一人一人への繰り返しの指導と意識啓発
- ・授業中における体罰事例について、研修会等で具体的な情報を提供し、指導に生かしていく。
- ・体育主任や部活動指導者を対象とした研修会等での、部活動中の体罰根絶に向けた取組の推進

(4) 通知文の送付による周知・徹底及び取組の進捗管理

- ・「教職員の綱紀の厳正保持について (通知)」
- ・「教職員による不祥事根絶に向けた取組について (通知)」

日中青年代表交流浙江省交流

(社会教育課)

静岡県内の各分野の青年代表と中国浙江省の青年代表が交流を行う「日中青年代表交流」について、「参加の状況」及び「浙江省交流」の日程概要を報告する。

1 参加の状況

- (1) 参加資格 中国との交流に関心があり、日中の友好交流の促進や相互発展への取組に参加する意志のある、県内の20代から40代までの青年。
- (2) 募集定員 30人
- (3) 参加人数 25人 (平均年齢 32.1歳) ※所属先(順不同)

年度 分類	24	25	26	27	28	29
団体・企業	19	14	11	13	12	9
教育	6	5	5	11	7	11
行政	3	4	4	5	4	3
専門・その他	2	3	2	1	1	2
合計	30	26	22	30	24	25

天野回漕店、静岡ガス、鈴与、清和海運、TOKAIケーブルネットワーク、静岡県信用保証協会、静岡県農業協同組合中央会、静岡県経済農業協同組合連合会、イワサキ経営、県立三島南高校、県立伊豆総合高校土肥分校、県立吉原工業高校、県立島田商業高校、県立相良高校、県立袋井高校、県立掛川東高校、県立浜松大平台高校、県立浜松湖北高校、伊豆の国市立大仁小学校、掛川市立上内田小学校、伊東市、裾野市、小山町、静岡文化芸術大学、同志社大学

2 浙江省交流日程概要 平成29年8月9日(水)～16日(水) 7泊8日

	8/9(水)	8/10(木)	8/11(金)	8/12(土)	8/13(日)	8/14(月)	8/15(火)	8/16(水)
午前		【特別研修】 一帯一路経済圏構想関連企業・市場研修 (義烏市) ※新幹線利用	現地企業研修 ・杭州寧波 ・蕭山区供电公司	杭州 グループ ワーキング	各ホームステイ先 で活動	現地企業研修 ・アリババ 杭州⇒上海	上海 グループ ワーキング	上海浦東空港 ↓ 中部国際空港
午後	中部国際空港 ↓ 上海浦東空港		日系企業研修 ・東芝キャリア 現地「ヨロコギ」 で視察研修	現地青年団 と対面式		上海日本人学 校浦東校研修		
夜				ホームステイ先	歓迎イベント	交流夕食会		
宿泊	杭州市内	杭州市内	杭州市内	ホームステイ先	杭州市内	上海市内	上海市内	

3 事前・事後セミナー

第1回	7/1(土)	開講式、オリエンテーション、中国語講座、グループワーク 等
第2回	7/29(土)	中国事情講座、浙江省交流ガイダンス 等
第3回	9月予定	浙江省交流報告会、グループディスカッション 等
第4回	1月予定	静岡県交流ガイダンス、中国語講座 等

※ 過去の参加者9名が、第1回セミナーのグループディスカッション等に参加した。第4回セミナーにも参加する予定である。

4 その他

「静岡県交流」(3泊4日)は12～3月実施予定。

